

令和 4 年 7 月 29 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び
期間延長について（その2）」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、地域医療介護総合確保基金の更なる追加的支援が活用可能であり、本会からも「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について）」（令 4. 4. 12（日医発第 202 号（介護））等にてお知らせしているところです。

当該追加的支援について、令和 4 年 4 月 8 日から令和 4 年 7 月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用可能とされてきたところですが、今般、令和 4 年 9 月末日までは、引き続き同様の取り扱いとすることが示され、厚生労働省より本会宛に周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

また、高齢者施設等の入所者等に対する 4 回目の新型コロナワクチン接種について、3 回目接種の完了から 5 ヶ月以上経過した後の可能な限り早期に実施いただきたい旨、協力依頼がありましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」の周知について

（令 4. 7. 22 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

以上

事務連絡
令和4年7月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その2）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^(※1)
^(※2)。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年7月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところ^(※2)が、今般、令和4年9月末日までは、引き続き、同様の取扱いとすることとし、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」（令和4年7月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

また、これまでの流行株と比較して感染者数増加の優位性が示唆されるBA.5系統へ置き換わりが進んでいることや、3回目の新型コロナワクチン接種後の効果が経時的に減衰していくこと等も想定されることから、新型コロナウイルス感染症の感染者数の急速な増加の継続も懸念されています。高齢者施設等の入所者に対する4回目接種を着実に実施することは、単に高齢者施設等の入所者個々人の重症化を予防するのみでなく、地域の病床ひっ迫を軽減し、地域医療提供体制を確保することにもつながることから、極めて重要です。

そのため、高齢者施設等の入所者等に対する4回目接種について、自治体の担当部局、地域の医療機関等の協力のもと、3回目接種の完了から5ヶ月以上経過した後の可能な限り早期に実施するよう、今般の追加支援策の期間延長にかかる周知と合わせ、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします^(※3)。

(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」

(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>

※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について」(令和4年4月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927447.pdf>

※3 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(4回目接種)進捗状況の実態調査の結果及び今後の新型コロナウイルス感染症拡大に備えた高齢者施設等における対応について」(令和4年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000965527.pdf>

【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その2)」(令和4年7月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

別添

事務連絡
令和4年7月22日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^(※1)
(※2)。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年7月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところですが、今般、令和4年9月末日までは、引き続き、同様の取扱いとすることとしましたので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

なお、今般の追加的支援の対象拡大の期間延長は、高齢者施設等における支援体制を全国で確保するための対策であり、介護保険担当主管部局におかれましては、衛生主管部局とも協力の上、高齢者施設等に対する各種支援の充実を図られるようお願いいたします^(※3)。また、高齢者施設等の入所者等に対する新型コロナワクチンの4回目接種についても、衛生主管部局と協力の上、3回目接種の完了から5ヶ月以上経過した後の可能な限り早期に実施するよう対応いただくとともに、今般の期間延長にかかる周知と合わせ、取組の周知徹底を改めてお願いいたします^(※4)。

記

1. 地域医療介護総合確保基金による更なる追加的支援の対象拡大及び期間延長

- 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができる（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助）。
- これに加え、令和4年1月9日以降、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名につき更に1万円/日（現行分とあわせて最大30万円）を追加補助する制度を活用できることとしている^(※1)。
- また、令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、まん延防止等重点措置区域等以外の区域においても、上記の追加補助を活用できることとしている^(※2)。
- 今般、引き続き、令和4年9月末日まで、まん延防止等重点措置区域等以外の区域において、上記の追加補助を活用できることとした。
- 詳細については、「「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年7月22日老発0722第4号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を参照頂きたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html)

2. 高齢者施設等の入所者等に対する4回目接種の速やかな実施について

- これまでの流行株と比較して感染者数増加の優位性が示唆されるBA.5系統へ置き換わりが進んでいることや、3回目の新型コロナワクチン接種後の効果が経時的に減衰していくこと等も想定されることから、新型コロナウイルス感染症の感染者数の急速な増加の継続も懸念されている。
- 高齢者施設等の入所者に対する4回目接種を着実に実施することは、単に高齢者施設等の入所者個々人の重症化を予防するのみでなく、地域の病床ひ

っ迫を軽減し、地域医療提供体制を確保することにもつながることから、極めて重要である。

- このため、3回目接種の完了から5ヶ月以上経過した後の可能な限り早期に、高齢者施設等における4回目接種の実施を御願いたい。その際、衛生主管部局及び介護保険担当主管部局が連携し、地域の医療機関等の協力を得ながら、高齢者施設等での接種体制の構築や自治体における進捗管理等を確実に進めて頂くよう御願います。

(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」

(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>

※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について」(令和4年4月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927447.pdf>

※3 「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」(令和4年7月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf>

※4 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(4回目接種)進捗状況の実態調査の結果及び今後の新型コロナウイルス感染症拡大に備えた高齢者施設等における対応について」(令和4年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000965527.pdf>

以上